国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員（定時勤務）給与規程

平成１７年３月２９日
規程第　　７　　号

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則（平成１７年規則第１号。以下「就業規則」という。）第１３条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に勤務する教育研究系有期契約職員のうち、１週の所定勤務時間が３８時間４５分である職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定める。

（法令との関係）

第２条　この規程に定めのない事項に関しては、労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

（給与の種類）

第３条　職員の給与は、基本給及び諸手当からなるものとする。

２　諸手当の種類は、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び通勤手当とする。

（給与の支給日）

第４条　職員の基本給は、一の月の分の全額を翌月１７日に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日に支給する。

（１）１７日が日曜日に当たるとき。　　１５日

（２）１７日が土曜日に当たるとき。　　１６日

（３）１７日が休日である月曜日に当たるとき。　　１８日

２　通勤手当は、基本給の支給日に支給する。ただし、基本給の支給日までにこの給与に係る事実が確認できない等の理由により、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

３　超過勤務手当、休日手当及び夜勤手当は、一の月における勤務実績に基づき、当該手当額を翌月の基本給の支給日に支給する。

４　職員が就業規則第２４条の２第１項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当及び休日手当は、当該超勤代休時間が指

定された日の属する月の翌月の基本給の支給日に支給する。

（給与の支払いと控除）
第５条　給与は、職員に直接、通貨でその全額を支払う。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与の支払いの際、控除する。
（１）源泉所得税
（２）住民税
（３）健康保険料
（４）介護保険料
（５）厚生年金保険料
（６）雇用保険料
（７）労基法第２４条第１項ただし書きの規定に基づく労使協定により、給与からの控除が認められたもの
３　第１項の規定にかかわらず、個々に職員の同意を得た場合には、給与をその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより支給する。

（基本給）
第６条　職員の基本給は、教育研究系有期契約職員（定時勤務）基本給月額基準表（別表）に基づき、その職種、能力及び職務経験等を考慮して各人ごとに決定する。
２　前項の規定にかかわらず、教育研究系有期契約職員（定時勤務）基本給月額基準表に基づき決定することが適当でないと認められる場合は、別に定めることができる。

（超過勤務手当）
第７条　所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、１００分の１２５（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間（以下「深夜」という。）に行われた場合は、１００分の１５０）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
２　所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間及び次条に定める休日において勤務することを命ぜられた時間（就業規則第２２条の規定に基づく休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）が１箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、前項及び次条第１項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が深夜に行われた場合は、

１００分の１７５）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
３　就業規則第２４条の２第１項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する６０時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第１１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が深夜に行われた場合は、１００分の１７５）から第１項に規定する１００分の１２５又は次条第１項に規定する１００分の１３５（その勤務が深夜に行われた場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

（休日手当）
第８条　休日において、勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、１００分の１３５（その勤務が深夜に行われた場合は、１００分の１６０）を乗じて得た額を休日手当として支給する。
２　前条第２項の規定は、休日手当について、これを準用する。

（夜勤手当）
第８条の２　就業規則第２４条の３の規定により深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた勤務１時間につき、第１１条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の２５を夜勤手当として支給する。ただし、前２条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当を支給される場合を除く。

（通勤手当）
第９条　通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。
（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）
（２）通勤のため自動車その他の交通の用具で本学が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動

車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　　通勤手当の支給の単位となる期間（以下「支給単位期間」という。）につき、本学が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。

（２）前項第２号に掲げる職員　　支給単位期間につき、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

イ　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　　２，０００円

ロ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　　４，２００円

ハ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　　７，１００円

ニ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　　１０，０００円

ホ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　　１２，９００円

ヘ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　　１５，８００円

ト　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　　１８，７００円

チ　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　　２１，６００円

リ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　　２４，４００円

ヌ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　　２６，２００円

ル　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　　２８，０００円

ヲ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　　２９，８００円

ワ　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　　３１，６００円

（３）前項第３号に掲げる職員　　運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額とする。ただし、自動車等の使用距離が２キロメートル未満である職員に支給する額は、第１号の規定により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは前号に掲げる額とする。

３　新たに第６条の規定の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号において同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他当該特別料金等を負担することを常例とする職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　　支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

（２）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　　前項の規定による額

４　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第６項において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

５　前３項の支給単位期間は、交通機関を使用する場合にあっては、当該交通機関が発行する定期券の最も長い通用期間等を考慮して６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として本学が定める期間とし、自動車等を使用する場合にあっては１箇月とする。

６　第４条第２項の規定にかかわらず、支給単位期間が１箇月を超える通勤手当は、当該支給単位期間（職員が２以上の交通機関を利用し、１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５０，０００円を超える場合にあっては、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給単位期間）にかかる最初の月の翌月の基本給の支給日に支給する。
７　通勤手当を支給される職員（１箇月を超える支給単位期間につき通勤手当を支給される者に限る。）について退職その他の事由が生じた場合は、当該事由が生じた後の期間を考慮して別に定める基準により算定する額を返納させるものとする。
８　前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（日割計算）
第１０条　月の途中において採用、退職又は解雇された職員の基本給は、日割り計算に基づき支給する。
２　前項の日割り計算は、当該給与期間の総日数から就業規則第２２条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。
３　第１項の規定にかかわらず、月の途中において職員が死亡したときは、その末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）
第１１条　第７条、第８条及び第８条の２に規定する勤務１時間当たりの給与額は、基本給を１箇月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。
２　前項の規定による勤務１時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に５０銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（給与の減額）
第１２条　職員が勤務しないときは、就業規則第２８条に定める年次有給休暇及び同規則第２９条第１項第１号から第１６号まで及び第１８号から第２１号までに定める特別休暇によるときその他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児休業及び介護休業期間中の給与）
第１３条　就業規則第３０条の育児休業及び同規則第３１条の介護休

業を取得した職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年５月１日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員（定時勤務）給与規程の規定は、令和７年４月１日から適用する。

別表（第６条関係）

教育研究系有期契約職員（定時勤務）基本給月額基準表

ランク	基本給金額
３１	１，１００，０００円
３０	１，０００，０００円
２９	９２０，０００円
２８	８５０，０００円
２７	８００，０００円
２６	７５０，０００円
２５	７００，０００円
２４	６５０，０００円
２３	６２５，０００円
２２	５９５，０００円
２１	５６５，０００円
２０	５４０，０００円
１９	５２５，０００円
１８	５１０，０００円
１７	４９５，０００円
１６	４８０，０００円
１５	４６５，０００円
１４	４５０，０００円
１３	４３５，０００円
１２	４１５，０００円
１１	４００，０００円
１０	３８０，０００円
9	３６０，０００円
8	３４５，０００円
7	３３０，０００円
6	３１５，０００円
5	３００，０００円
4	２８０，０００円
3	２６０，０００円
2	２４５，０００円
1	２３０，０００円